

## 令和6年度群馬県公認環境SDGsファシリテーター養成研修受講者の募集要綱

### 第1 目的

この要綱は、「ぐんま5つのゼロ宣言」のうち主に温室効果ガス排出量「ゼロ」の実現に向け、群馬県内で環境SDGsの理念等を普及させることを目的とした「群馬県公認環境SDGsファシリテーター」を養成するため開催する養成研修の受講者の募集について、群馬県公認環境SDGsファシリテーター養成研修実施要領（以下「養成研修実施要領」という。）第8条の規定に基づき定めるものとする。

### 第2 定義

本要綱における用語の定義は、別に定める「群馬県公認環境SDGsファシリテーター制度要綱」（以下「制度要綱」という。）第2条に準ずる。

### 第3 養成研修申込者の要件

養成研修申込者は、養成研修実施要領第3条に規定する要件の他、以下の号を満たす者とする。

- (1) 県内に在学又は在勤もしくは居住し、地域の環境保全活動に強い関心を持ち、制度要綱の趣旨を理解し進んで活動する熱意のある者。
- (2) 営利又は商業宣伝を主たる目的としないこと。
- (3) 政治的目的及び宗教的目的としないこと。

### 第4 募集人数

養成研修の募集人員は10名程度とする。

### 第5 研修申込者の募集方法

養成研修申込者は一般公募によるものとする。

### 第6 その他

その他、本要綱に定めのない事項については、養成研修実施要領の規定に準ずる。

#### 付則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。